

介護保険事業計画(第2期)を策定しました

福生市地域福祉計画推進委員会(西村邦康会長)からの答申(概要は、3月1日号掲載)をもとに、第2期の介護保険事業計画(15~19年度)を策定しました。計画内容は、2月12日に提出された答申書を踏まえたもので、今後5年間に於ける市の介護保険事業の基本的な方向性を示しています。

なお、この計画は、13年度に市が実施した高齢者生活実態調査結果等を参考に策定しました。この介護保険事業計画(第2期)の冊子は、市内各図書館、市役所本庁舎2階情報コーナーで閲覧できますのでご利用ください。

《計画の概要》

○計画の基本理念

- ・市民と行政の協働(市民と行政がそれぞれの役割を分担すること)により介護を支えます。
- ・介護が必要な高齢者の自立を支援し、介護者の心身の負担を軽減します。
- ・サービス利用者の選択権・自己決定権を保障します。
- ・サービス提供体制の整備に努めます。
- ・個人の尊厳と公平性の確保に努めます。

○計画の基本的な考え方

- ・在宅における介護を重視し、要介護者が可能な限り自宅で安心して生活ができる環境の整備に努めます。
- ・国基準の標準的な介護サービスを実施します。(市独自の介護サービスは実施せずに保険外の高齢者福祉・保健サービスで対応)
- ・第1号被保険者保険料(65歳以上)は、所得段階別5段階により設定します。(所得に応じた保険料負担)
- ・世帯の生計をにらんでいる人の死亡、傷病、失業等により、収入が著しく減少した場合の保険料減免制度活用をPRします。

○介護保険制度充実のための体制づくり

- ・介護老人福祉施設については、入所の必要性が高い申込者が優先的に入所できるように入所決定基準の指針づくりを進めます。
- ・介護老人保健施設、介護療養型医療施設の確保を図ります。
- ・介護サービスの質を確保し、サービス事業所の人材確保と養成を支援します。
- ・介護及び介護予防等施策充実のため、全庁をあげて取り組みます。
- ・介護保険事業の推進には、関係団体の協力と連携が不可欠なため、在宅介護支援センター機能の充実、福祉・保健・医療機関、市内各種団体等との一層の連携を図ります。
- ・サービス向上、苦情解決のため、事業者との連携、第三者評価制度の導入(第三者機関による事業者サービスの評価と公表)を図ります。
- 市民参加と利用者の保護
- ・ひとりでも多くの市民が何らかの形で介護支援に携わり、要介護者が地域社会



このふれあいの中で安心して生活できるよう、市民全体で介護を支えていくための環境づくりに努めます。

・支援を受けようとする人、支援したいと思う人を仲介する効果的な支援活動のしくみづくりを進めます。

・安心してサービスが利用できるよう、相談体制、成年後見制度(判断能力が不十分な人の財産管理などを後見人が行う制度)の整備を図ります。

・わかりやすく、利用しやすい情報の提供に努めます。

○低所得者への配慮

- ・低所得者(生計中心者が所得税非課税)のホームヘルプサービス利用に係る自己負担割合は、16年度まで、6%とします。(通常10%)
- ・介護保険法施行時に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた人、65歳未満の第2号被保険者のホームヘルプサービス利用に係る自己負担割合は、16年度まで、3%とします。(通常10%)

○第1号被保険者(65歳以上)保険料の見込み

- ・今後3年間のサービス利用見込みと介護給付費の推計から、保険料基準額(月額)を第2期計画では、「3,383円」と見込みます。

問合せ 社会福祉課庶務・福祉計画担当

国民年金だより

国民年金保険料の免除制度をご存じですか

将来、老齢基礎年金を受けるため、また、万が一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられるためには、保険料をキチンと納めていなければなりません。

しかし、長い人生の間には、経済的に保険料を納める事が困難な場合もあります。そんなとき、年金を受ける権利を守ってくれるのが、保険料の免除制度です。

免除には、保険料の全額(13,300円)を免除する全額免除と保険料の半額(6,650円)を免除する半額免除があります。

それぞれ、市役所年金係に申請して承認を受けることが必要です。

承認されると、その期間は年金の受給資格期間には年金額の受給資格期間に

算入されます。

ただし、半額免除を受けた期間については、半額の保険料を納付しない場合は未納期間として取り扱われますので、ご注意ください。

なお、老齢基礎年金額の計算の際には、全額免除された期間も、全額免除された期間に、保険料を全額納めた場合の3分の2となります。

また、全額、半額免除を受けた期間については、10年以上であれば、さかのぼって納めることができます。保険料の納付が困難なときはそのままにせず、市役所年金係までご相談ください。



日本赤十字社 会員(社員)募集運動にご協力ください



5月1日から31日まで、日本赤十字社の会員(社員)増強運動(社費募集)が行われます。昨年、皆様の温かいご支援により福生市地区では、390万余円のご協力をいただきました。これらの貴重な資金は、日本赤十字社を通じて国際救援活動、災害援護、病院経営、看護師の育成、血液事業、福祉施設の経営などの事業推進のために役立てられています。福生市地区では、今年も町会・自治会の方々のご協力をいただき会員(社員)の募集を実施させていただきます。市民の皆様のご理解ご協力を心からお願い申し上げます。

問合せ 社会福祉課庶務・福祉計画担当

児童館であそぼう 4月(その2)



田園児童館 ☎552-3133

- ◆よちよちすくすくひろば
22日(火)午前10時~正午(対象)0,1歳児と保護者※4月生まれのお誕生会をします。
- ◆親子であそぼう「おかあさんとあそぼう」
23日(水)午前10時30分~11時30分(対象)1歳6か月以上の幼児と保護者※動きやすい服装でお越しください。
- ◆あそびの名探偵①「でんかん知ってるつもりゲーム」
23日(水)午後3時30分~4時30分(対象)小学生※当日直接お越しください。※雨天中止②「母の日工作をしよう」
5月7日(木)3時~4時30分(対象)小学生24人持ち物はりがねハンガー1本<申込み5月1日4時~4時30分>※材料費100円

武蔵野台児童館 ☎553-8822

- ◆むさしのだいスペシャル週間 いずれも申込みはいりません。当日直接来てください。
- ①ぬりえ教室21日(月)午後2時30分~4時30分(対象)小学生以上(持ち物)うわばき
- ②つくってあそぼう「ブーメラン」
22日(火)午後3時~4時30分(対象)小学生以上
- ③こどもえいがかん「バッグストトゥイーティー」ほか
23日(水)午後3時15分~4時30分(対象)幼児以上※先着150人(幼児は保護者同伴)※入場無料
- ④きりえ教室24日(木)午後2時30分~4時30分(対象)小学2年生以上(持ち物)うわばき
- ⑤外であそぼう25日(金)午後3時~4時30分(対象)小学生以上※雨の時はゆうぎしつであそびます。(持ち物)うわばき(雨のとき)
- ◆のびのびひろば 5月1日(木)午前10時30分~正午(対象)0,1歳児と保護者※時間内で自由に遊びに来てください。



30分~正午(対象)0,1歳児と保護者※時間内で自由に遊びに来てください。

熊川児童館 ☎539-1515

- ◆こぐまひろば22日(火)午前10時~正午(対象)0,1歳児と保護者※親子のふれあい、交流の場。
- ◆おはなしのひろば「ピクチャーBOX:ゆうたはともだち」
22日(火)午前10時30分~11時(対象)幼児と保護者
- ◆こどもえいがかん「アイスエイジ」
30日(火)午後3時~4時30分(対象)幼児以上※入場無料
- ◆工作トントン「お母さんにお花のプローチをつくろう」
5月7日(水)午後3時~4時30分(対象)小学生以上24人<申込み21日(月)午後4時~4時30分>※材料費10円(持ち物)うわばき



小・中学校の結核健診の方法が変更されました

これまで小・中学校の結核健診として行われてきた小学1年と中学1年全員を対象としたツベルクリン反応検査及びBCG接種が廃止され、平成15年度からは小・中学校の児童・生徒全員を

対象に定期健康診断の一環として、問診等を行い、必要に応じて精密検査を実施する方法に変更されました。学校から問診票が配られますので、保護者の皆様には正確な記入をお願いします。

問合せ 教育委員会庶務課 務係(☎552・7711)



対象に定期健康診断の一環として、問診等を行い、必要に応じて精密検査を実施する方法に変更されました。学校から問診票が配られますので、保護者の皆様には正確な記入をお願いします。